

懲戒処分等の指針

平成18年6月13日
長野県教育委員会

(平成18年11月20日一部改正)
(平成23年 3月18日一部改正)
(平成25年 1月24日一部改正)
(平成25年 5月30日一部改正)
(平成26年 3月13日一部改正)
(平成29年 8月24日一部改正)

はじめに

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反があった場合に、その道義的責任を追及し、公務員関係の規律と秩序を維持することを目的として、その職員の任命権者が課する処分です。

懲戒処分の事由としては、

- 1 地方公務員法若しくは教育公務員特例法又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反をした場合（いわゆる法令違反）
- 2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

があります。

この指針は、職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下、「非違行為」という。）を行った場合の懲戒処分等の目安としての標準的な量定を明らかにすることにより、職員に公務員としての自覚を求めるとともに、もって教育に携わる職員の非違行為の防止・抑制を図ることを目的としています。

第1 基本事項

この指針は、過去における長野県教育委員会の任命にかかる職員の非違行為を参考に、それぞれにおける標準的な懲戒処分又は指導上の措置（以下「懲戒処分等」という。）の量定を示したものです。

具体的な量定の決定にあたっては、

- 1 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- 2 故意又は過失の度合いはどの程度であったか

- 3 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- 4 児童生徒、保護者、他の職員又は社会に与える影響はどのようなものであるか
- 5 過去に非違行為を行っているか

などのほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものです。

このため、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得ます。また、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、それらについては、標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断します。

過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合、又は服務上の事故報告を怠り若しくは遅延した場合は、量定を加重します。

なお、事務局及び教育機関の事務職員等に係る処分の量定の決定に当たっては、職務内容等により、他の任命権者との権衡についても考慮します。

第2 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

地方公務員法第29条の規定により、長野県教育委員会が人事通知書により、職員の非違行為に対して懲罰として行う次の処分

- (1) 免職 勤務関係から排除する処分
- (2) 停職 1日以上6月以下の間、職務に従事させない処分
- (3) 減給 6月以下の間、給料の月額額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずる処分
- (4) 戒告 非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分

2 指導上の措置

監督の地位にある者が、職員の非違行為に対してその責任を確認させ、将来を戒めるために行う行為で、1にあたらぬ次のもの

- (1) 訓諭 長野県教育委員会教育長名で文書により行う注意
- (2) 厳重注意 教育長通知に基づき、所属長名で文書により行う注意
- (3) 口頭注意 教育長通知に基づき、所属長が口頭により行う注意

なお、指導上の措置については、長野県教育委員会事務局及び教育機関（県立学校を含む。）に属する職員に適用するものであり、小・中学校の県費負担教職員にあっては、その服務監督の地位にある当該市町村（組合を含む。）教育委員会が指導上の措置を講ずることとなります。

第3 標準例

1 児童生徒に対する非違行為関係

項 目	行 為 等 の 態 様	標準量定
わいせつな行為等	(1) 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員	免職
	(2) 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	停職、減給又は戒告
	(3) (2)において、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職、停職又は減給
	(4) 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員	免職、停職又は減給
	(5) (4)において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
体罰	(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は心身に重篤な傷害を負わせた職員	免職又は停職
	(2) 体罰により児童生徒の心身に傷害を負わせた職員	停職又は減給
	(3) 体罰を常習的に行っていた職員、又は態様が特に悪質な体罰を行った職員	停職、減給又は戒告
	(4) 児童生徒に体罰を行った職員（被害のない体罰で情状酌量が相当と認められる場合を除く）	減給又は戒告
その他の学校事故	(1) 学校管理下において、重大な過失により事故を発生させ、その結果児童生徒を死亡させ、又は心身に重篤な傷害を負わせた職員	停職又は減給
	(2) 学校管理下において、重大な過失により事故を発生させ、その結果児童生徒の心身に傷害を負わせた職員	減給又は戒告

注1 「わいせつな行為」とは、強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為。）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。

注2 「わいせつな言辞等の性的な言動」とは、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等をいう。

注3 「体罰」には、暴言も含む。

2 一般服務関係

項 目	行 為 等 の 態 様	標準量定
欠勤	(1) 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員	減給又は戒告
	(2) 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員	停職又は減給
	(3) 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	免職又は停職
遅刻・早退	正当な理由なく勤務の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	当該遅刻又は早退により勤務を欠いた時間数を日数換算の上、欠勤の例による
休暇の虚偽請求	療養休暇、特別休暇又は介護休暇について虚偽の請求をした職員	減給又は戒告
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告
職場内秩序びん乱	(1) 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員	停職又は減給
	(2) 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員	減給又は戒告
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員	減給又は戒告
営利企業等の従事	許可なく営利企業等に従事した職員	減給又は戒告
教職員の兼職兼業	教育公務員特例法第17条第1項の規定に違反して、承認を得ることなく教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事した職員	減給又は戒告
違法な職員団体活動	(1) 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は県（市町村）の機関の活動能力を低下させる怠業的行為をした職員	減給又は戒告
	(2) 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員	停職又は減給
秘密漏えい	(1) 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職又は停職
	(2) 長野県個人情報保護条例第9条の規定に違反してその業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用した職員	減給又は戒告
個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員	減給又は戒告
個人情報の盗難、紛失又は流出	過失により個人情報を盗難され、紛失し、又は流出した職員	減給又は戒告
政治的行為の制限違反	(1) 地方公務員法第36条第1項又は第2項若しくは教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為をした職員	減給又は戒告
	(2) 地方公務員法第36条第3項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした職員	停職又は減給

項 目	行 為 等 の 態 様	標準量定
	(3) 公職選挙法第136条の2又は第137条の規定に違反して公務員又は教育上の地位を利用して選挙運動をした職員	免職又は停職
官製談合	入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員	免職又は停職
施設利用者等に対する暴行・傷害	(1) 施設利用者等に暴行を加えた職員が、傷害するに至らなかったとき	停職又は減給
	(2) 施設利用者等の身体を傷害した職員	免職又は停職
ハラスメント	(1) セクシャルハラスメント	
	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	イ わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
	ウ イにおいて、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	停職又は減給
	エ わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員	停職又は減給
	オ エにおいて、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	(2) パワーハラスメント	
	ア パワーハラスメントを行った職員	減給又は戒告
	イ アにおいて、パワーハラスメントを行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	停職又は減給
	ウ パワーハラスメントを繰り返した職員	停職又は減給
	エ ウにおいて、パワーハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	(3) その他のハラスメント	
	ア その他のハラスメントを行った職員	減給又は戒告
	イ アにおいて、その他のハラスメントを行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	停職又は減給
	ウ その他のハラスメントを繰り返した職員	停職又は減給
	エ ウにおいて、その他のハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職

項 目	行 為 等 の 態 様	標準量定
公務員倫理違反	(1) 賄賂を収受した職員	免職又は停職
	(2) 利害関係者から供応接待を受けた職員	停職、減給又は戒告
	(3) 利害関係者と共に遊戯をし、ゴルフをし、又は旅行をした職員	戒告
内部通報	(1) 非違行為の事実を内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした職員	停職又は減給
	(2) 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した職員	減給又は戒告
コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告
法令等違反・不適正な事務処理等	職務の遂行に関して法令等に違反し、又は不適正な事務処理等を行うことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は児童生徒、保護者及び県民等に重大な損害を与えた職員	停職、減給又は戒告

注 ハラスメントとは、職場におけるハラスメント防止要綱第2条第2項各号に規定するものをいう。

3 公金等取扱い関係

項 目	行 為 等 の 態 様	標準量定
横領	公金又は公有の財産を横領した職員	免職
窃取	公金又は公有の財産を窃取した職員	免職
詐取	人を欺いて公金又は公有の財産を交付させた職員	免職
紛失	公金又は公有の財産を紛失した職員	戒告
盗難	重大な過失により公金又は公有の財産の盗難に遭った職員	戒告
公有の財産の損壊	故意に職場において公有の財産を損壊した職員	減給又は戒告
出火・爆発	過失により職場において公有の財産の出火、爆発を引き起こした職員	戒告
諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員	減給又は戒告
公金又は公有の財産の処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公有の財産の不適正な処理をした職員	減給又は戒告

4 公務外非行関係

項 目	行 為 等 の 態 様	標準量定
放火	放火をした職員	免職
殺人	人を殺した職員	免職
暴行・傷害	(1) 暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき	減給又は戒告
	(2) 人の身体を傷害した職員	停職又は減給
器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	減給又は戒告
横領	自己の占有する他人の物を横領した職員	免職又は停職
窃盗・強盗	(1) 他人の財物を窃取した職員	免職又は停職
	(2) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	免職又は停職
賭博	(1) 賭博をした職員	減給又は戒告
	(2) 常習として賭博をした職員	停職
麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持し、又は使用した職員	免職
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員	減給又は戒告
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	免職又は停職
わいせつ行為	(1) 強姦、強制わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的を持って体に触れる等の行為をした職員	免職、停職又は減給
	(2) 公共の場所等において痴漢行為若しくは盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそかにのぞき見た職員	免職、停職又は減給
ストーカー行為	(1) ストーカー行為をした職員	停職、減給又は戒告
	(2) (1)において、ストーカー規制法に基づく警察による警告を受けたにもかかわらず、なおストーカー行為をした職員、又はストーカー行為をしたことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させる等の悪質なストーカー行為をした職員	免職又は停職

注 「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復してすることをいう。

5 交通事故・交通法規違反関係

行 為 等 の 態 様	標準量定	指導上の措置
(1) 飲酒運転事故等		
ア 酒酔い運転をした職員	免職	
イ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は人の身体を傷害した職員	免職	
ウ 酒気帯び運転をした職員	免職又は停職	
エ 飲酒の事情を知らずながら同乗した職員	停職	
オ エの場合において飲酒運転をした者に指示又は命令等をした職員	免職	
カ 飲酒運転となることを知らずながら飲酒を勧めた職員	停職	
(2) 飲酒運転以外の交通事故等		
ア 人を死亡させた職員	停職又は減給	
イ アの場合において無免許運転等の悪質な交通法規違反をした職員	免職	
ウ アの場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	免職	
エ 人の身体を傷害した場合		
(ア) 過失割合10割かつ全治3月以上	減給	
(イ) 過失割合5割以上10割未満かつ全治3月以上又は過失割合10割かつ全治1月以上3月未満	戒告	
(ウ) 過失割合2割超5割未満かつ全治3月以上、過失割合5割以上10割未満かつ全治1月以上3月未満又は過失割合10割かつ全治15日以上1月未満		訓諭
(エ) 過失割合2割超5割未満かつ全治1月以上3月未満、過失割合5割以上10割未満かつ全治15日以上1月未満又は過失割合5割以上かつ全治15日未満		嚴重注意
(オ) 過失割合2割超5割未満かつ全治1月未満		口頭注意
上記の場合において、無免許運転等の悪質な交通法規違反又は事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	停職	
オ 他人の物を損壊した場合		
(ア) 他人のものを損壊した職員（過失割合5割以上に限る。）		口頭注意
(イ) (ア)の場合において事故等の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員	減給	
カ 公務中の交通事故等により県に損害賠償（自賠責保険の支払分を除く）を発生させた場合		
(ア) 過失割合5割以上かつ県負担額100万円以上又は過失割合10割かつ県負担額100万円未満（職員に重大な過失又は著しい注意欠如がある場合に限る。）	戒告	
(イ) 過失割合2割超5割未満かつ県負担額100万円以上、過失割合5割以上かつ県負担額30万円以上100万円未満又は過失割合8割以上かつ県負担額15万円以上30万円未満		訓諭

行 為 等 の 態 様		標準量定	指導上の措置
キ	(ウ) 過失割合 8 割以上かつ県負担額15万円未満		嚴重注意
	(エ) 過失割合 2 割超 5 割未満かつ県負担額30万円以上100万円未満又は過失割合 5 割以上 8 割未満かつ県負担額30万円未満		嚴重注意
	(オ) 過失割合 2 割超 5 割未満かつ県負担額30万円未満		口頭注意
	無免許運転、速度超過等の交通法規違反		
	(ア) 無免許運転をした職員	停職又は減給	
	(イ) (ア)の場合において他人の物を損壊する交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員	停職	
	(ウ) 時速70 k m以上の速度超過	減給	
	(エ) (ウ)の場合において公務中の場合	停職	
	(オ) 時速50 k m以上70 k m未満の速度超過	戒告	
	(カ) オの場合において公務中の場合	減給	
	(キ) 時速30 k m以上（高速道路にあっては時速40 k m以上）50 k m未満の速度超過		訓諭
	(ク) (キ)の場合において公務中の場合	戒告	
	(ケ) 高速道路における時速30 k m以上40 k m未満の速度超過		嚴重注意
	(コ) (ケ)の場合において公務中の場合		訓諭

留意事項

- 次のような事情があると認められる場合は軽減又は加重することがある。
 - 過失割合が少ない場合（概ね50%未満は軽減）
 - 初回で特に情状酌量の余地があると認められる場合は軽減
 - 管理職の地位にある者は加重
 - 過去において違反等の処分を受けたことのある者は加重
 - 条件付期間中の者は加重
 - 刑事処分や公安処分の状況、事故に関し、本人がとった措置及び勤務状況等を勘案し、加重又は軽減
- 監督責任者としての行政処分は、日常における職員に対する指導助言等を考慮して決定する。
- 飲酒運転とは、酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。
- 酒酔い運転とは道路交通法第117条の2第1号に定める状態をいう。
- 酒気帯び運転とは道路交通法第117条の2の2第1号に定める状態をいう。

6 監督責任関係

項 目	行 為 等 の 態 様	標準量定
指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員	減給又は戒告
非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員	停職又は減給

第4 内部通報等

1 内部通報した職員の保護

非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとします。

2 発覚前に自ら非行を申し出た職員の考慮

非違行為の事実を自ら発覚前に申し出た職員に対しては、懲戒処分等の量定を軽減することができるものとします。